

泉大津市教育委員会会議 令和5年第3回定例会

会 議 事 項

(令和5年3月15日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 1 1 号 泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 日程第 2 議案第 1 2 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則を廃止する規則について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 泉大津市教育施設再編計画の策定について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 教育委員会会議議事録の取り扱いについて
- 日程第 7 議案第 1 7 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 令和 5 年度 学校園に対する教育方針について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 泉大津市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 1 1 報告第 5 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 1 2 報告第 6 号 泉大津市立学校施設の使用に関する条例の提出取り下げについて
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 令和 5 年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 令和 5 年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について

教育委員会資料
5. 3. 15
教育政策課

議案第11号

泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について

1 目的

機構改革に伴い、泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正するものである。

2 改正の内容

別紙1のとおり

3 施行期日

この規程（案）は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規程第 号

泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）

泉大津市教育委員会事務局処務規程（平成元年泉大津市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条教育政策課の項を次のように改める

教育政策課

政策総務係

保健給食係

第 5 条教育政策課の項を次のように改める

教育政策課

政策総務係

- (1) 教育委員会の所掌する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 教育委員会会議に関すること。
- (3) 秘書、儀式及び表彰に関すること。
- (4) 部職員及び教育機関の人事及び給与に関すること。
- (5) 相談、請願、陳情等の処理に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 教育機関（他の所掌に属するものを除く。）の設置及び廃止に関すること。
- (8) 規則、規程等の審査及び法令の調査研究に関すること。
- (9) 告示及び公告に関すること。
- (10) 公印の管守に関すること。
- (11) 予算に関すること。
- (12) 財産の取得及び管理に関すること。
- (13) 教育機関（他の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理に関すること。
- (14) 学校園の施設（他の所掌に属するものを除く。）及び設備の貸与に関する
こと。
- (15) 教育政策課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

- (16) 前各号に掲げるもののほか、部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

保健給食係

- (1) 学校給食に関する事。
- (2) 学校保健に関する事。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡調整に関する事。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会事務局処務規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 泉大津市教育委員会に関する規則（昭和27年泉大津市教育委員会規則第1号）第8条第2項の規定に定める泉大津市教育委員会事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">教育部</p> <p style="margin-left: 40px;">教育政策課</p> <p style="margin-left: 60px;"><u>政策総務係</u></p> <p style="margin-left: 40px;">保健給食係</p> <p style="margin-left: 20px;">指導課</p> <p style="margin-left: 40px;">学事係</p> <p style="margin-left: 40px;">指導係</p> <p style="margin-left: 20px;">生涯学習課</p> <p style="margin-left: 40px;">生涯学習推進係</p> <p style="margin-left: 40px;">文化財係</p> <p style="margin-left: 20px;">スポーツ青少年課</p> <p style="margin-left: 40px;">青少年育成係</p> <p style="margin-left: 40px;">スポーツ振興係</p> <p>(組織の活用)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(教育部長等の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(職務等)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 泉大津市教育委員会に関する規則（昭和27年泉大津市教育委員会規則第1号）第8条第2項の規定に定める泉大津市教育委員会事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">教育部</p> <p style="margin-left: 40px;">教育政策課</p> <p style="margin-left: 60px;"><u>総務係</u></p> <p style="margin-left: 60px;"><u>教育政策推進係</u></p> <p style="margin-left: 40px;">保健給食係</p> <p style="margin-left: 20px;">指導課</p> <p style="margin-left: 40px;">学事係</p> <p style="margin-left: 40px;">指導係</p> <p style="margin-left: 20px;">生涯学習課</p> <p style="margin-left: 40px;">生涯学習推進係</p> <p style="margin-left: 40px;">文化財係</p> <p style="margin-left: 20px;">スポーツ青少年課</p> <p style="margin-left: 40px;">青少年育成係</p> <p style="margin-left: 40px;">スポーツ振興係</p> <p>(組織の活用)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(教育部長等の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(職務等)</p> <p>第4条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>政策総務係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>教育機関（他の所掌に属するものを除く。）の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(8) <u>規則、規程等の審査及び法令の調査研究に関すること。</u></p> <p>(9) <u>告示及び公告に関すること。</u></p> <p>(10) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(11) <u>予算に関すること。</u></p> <p>(12) <u>財産の取得及び管理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>教育機関（他の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>学校園の施設（他の所掌に属するものを除く。）及び設備の貸与に関すること。</u></p> <p>(15) <u>教育政策課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。</u></p> <p>(16) <u>前各号に掲げるもののほか、部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</u></p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>教育政策推進係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>教育機関の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(9) <u>教育政策課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか、部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</u></p> <p>総務係</p> <p>(1) <u>条例、規則、規程等の審査及び法令の調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>告示及び公告に関すること。</u></p> <p>(3) <u>統計調査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(5) <u>予算の編成及び配分並びに監査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>物品の購入及び管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>財産の取得及び管理に関すること。</u></p>

改正案	現行
	<p>(8) <u>教育施設（他の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学校園の施設（他の所掌に属するものを除く。）及び設備の貸与に関すること。</u></p> <p>(10) <u>教育政策課の所管に属する施設の使用料に関すること。</u></p> <p>(11) <u>教育機関の測量及び調査に関すること。</u></p>

議案第12号

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済
掛金に関する規則の一部を改正する規則について

1 目的

要保護および準要保護の額を記載する必要があり、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

別紙2のとおり

3 施行期日

この規則（案）は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金 に関する規則の一部を改正する規則（案）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則（昭和35年泉大津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

種別		年額（児童、生徒又は幼児1人当たり）
小学校及び中学校	一般	460円
	要保護	20円
幼稚園又は認定こども園		200円

備考 この表において、「一般」とは要保護以外の者を、「要保護」とは次条第1号に該当する者をいう。

第3条を次のように改める。

（共済掛金の免除）

第3条 各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において次の各号のいずれかに該当する者については、共済掛金を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 泉大津市就学援助規則（平成20年泉大津市教育委員会規則第1号）第2条のこれに準ずる程度に困窮していると泉大津市教育委員会が認める保護者として援助を受ける者

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金
に関する規則新旧対照表

改 正 案		現 行																							
(共済掛金) 第2条 保護者から徴収する共済掛金の額は、次に掲げるとおりとする。		(共済掛金) 第2条 保護者から徴収する共済掛金の額は、次に掲げるとおりとする。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>年額（児童、生徒又は幼児1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校及び中学校</td> <td>一般</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要保護</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幼稚園又は認定こども園</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		年額（児童、生徒又は幼児1人当たり）	小学校及び中学校	一般	460円		要保護	20円	幼稚園又は認定こども園		200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>幼稚園又は認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛金</td> <td>460円</td> <td>460円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	小学校	中学校	幼稚園又は認定こども園	掛金	460円	460円	200円
種別		年額（児童、生徒又は幼児1人当たり）																							
小学校及び中学校	一般	460円																							
	要保護	20円																							
幼稚園又は認定こども園		200円																							
種別	小学校	中学校	幼稚園又は認定こども園																						
掛金	460円	460円	200円																						
備考 この表において、「一般」とは要保護以外の者を、「要保護」とは次条第1号に該当する者をいう。																									
(共済掛金の免除) 第3条 各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において次の各号のいずれかに該当する者については、共済掛金を免除することができる。		(共済掛金の免除) 第3条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者については、共済掛金を免除することができる。																							
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者																									
(2) 泉大津市就学援助規則（平成2																									

改 正 案	現 行
<u>0年泉大津市教育委員会規則第1号) 第2条のこれに準ずる程度に困窮していると泉大津市教育委員会が認める保護者として援助を受ける者</u>	

議案第13号

泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則を廃止する規則について

1 目的

令和5年4月1日から個人情報保護制度の見直しが図られ、これまでの条例に基づく運用ではなく、個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に一元化されることになる。個人情報保護制度に関する共通ルールを定めるという今回の個人情報保護制度の見直しの趣旨を踏まえ、本市において個人情報保護条例が廃止されることに伴い、教育委員会規則についても廃止するものである。

2 改正の内容

別紙3のとおり

3 施行期日

この規則（案）は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市
教育委員会規則を廃止する規則（案）

泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則（平成10年
泉大津市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

泉大津市個人情報保護条例の施行に関する泉大津市教育委員会規則

泉大津市教育委員会が取り扱う個人情報に関する泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第11号）の施行については、市長が取り扱う個人情報の例による。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

教育委員会資料
5. 3. 15
教育政策課

議案第14号

泉大津市教育施設再編計画の策定について

1 趣 旨

本市の将来を見据え、多様化するニーズや公共施設の担う役割などを踏まえ、新たなニーズに対応した教育施設づくりに取り組む必要がある。

また、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校と地域の連携・協働が今まで以上に求められているなか、コミュニティ・スクール等の仕組みにより地域とともにある学校づくりを進めていくための地域交流ゾーンの整備方針と併せ、教育施設の持つ役割を維持しつつ、効率的・効果的な教育施設再編に向けた方針を示すことを目的として、計画を策定する。

2 内 容

別冊「泉大津市教育施設再編計画（案）」のとおり

議案第15号

教育事務の管理及び執行の状況に関する点検
及び評価の実施について

1 趣 旨

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

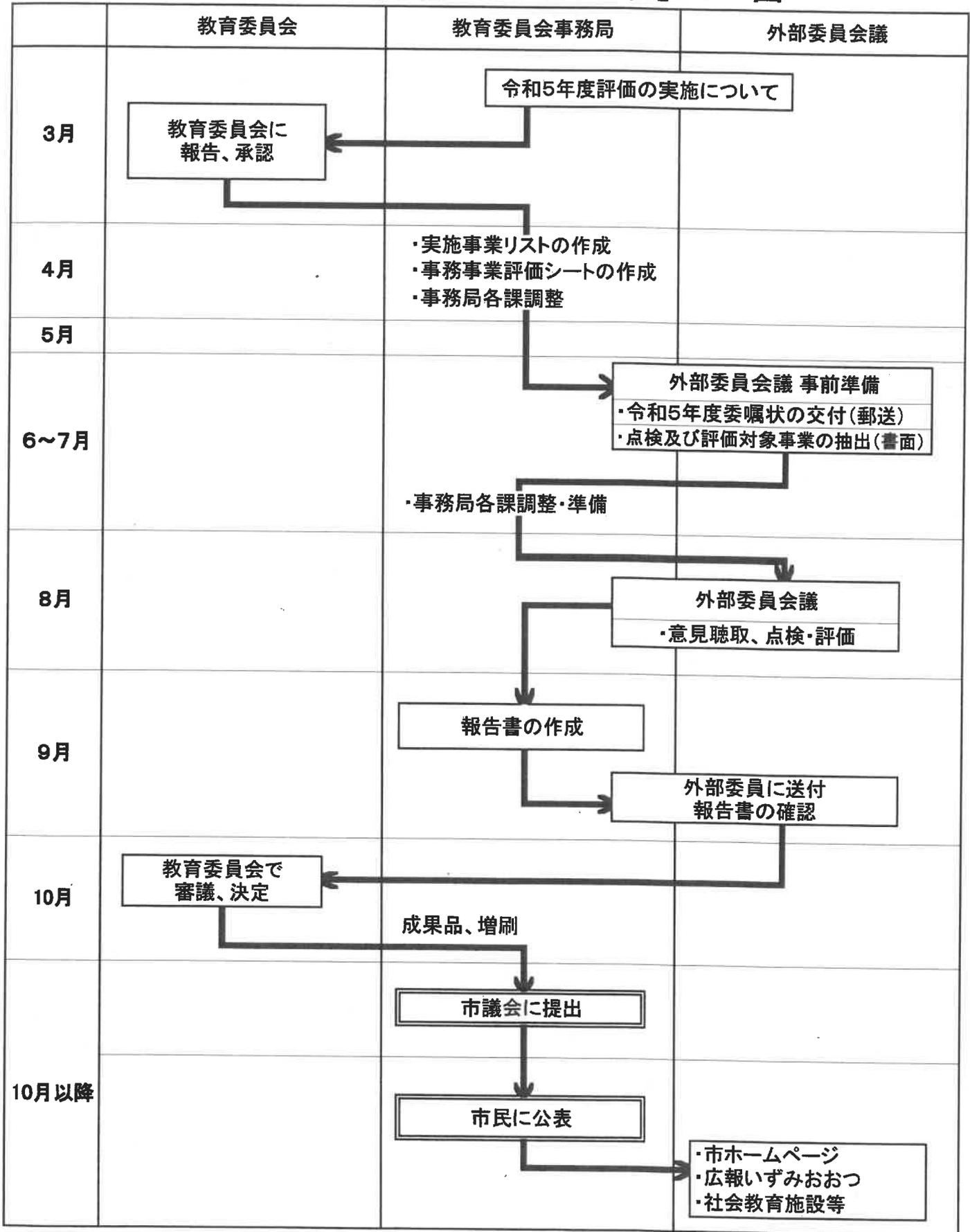
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 内 容

別紙4のとおり

令和5年度(令和4年度事業)
「教育に関する事務の点検及び評価」フロー図



議案第16号

教育委員会会議議事録の取り扱いについて

1 趣 旨

泉大津市教育委員会会議は原則公開として行っているが、泉大津市教育委員会会議規則第34条において規定する要件を満たす場合は、秘密会として非公開にしている。

案件により、教育委員会会議を秘密会としている理由は、内容が公になることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められた場合であり、秘密会の議事を議事録に記載することは、会議を公開することと同義であるため、今後、秘密会の議事については一律に議事録に記載しないこととする。

また、議事録作成のため、教育委員会会議を録音しているが、録音は公開部分のみとし、議事録を教育委員会会議にて承認後、録音データは消去するものとする。

2 根拠法令

情報公開条例

(公開しないことができる情報)

第6条第7号 市の委員会及び委員、附属機関その他これらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る議案、会議資料、会議録等に関する情報で、公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれると認められるため、規則、議事運営に関する規定又は議決により公開しない旨を定めているもの

3 適用時期

令和5年4月以降の教育委員会会議とする。

議案第17号

泉大津市学校運営協議会委員の任命について

1 趣 旨

令和5年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることを諮るもの。

2 根拠法令

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名)以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(8) その他教育委員会が重要と認める事項

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

3 今後の予定

- ・ 4月1日 各小・中学校学校運営協議会委員任命
- ・ 4月定例会 令和5年度学校運営協議会委員の決定の報告

議案第18号

令和5年度 学校園に対する教育方針について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示す。

2 審議内容

令和5年度学校園に対する教育方針の作成に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき臨時に教育長に代理させる。

3 別冊資料

別冊「令和5年度学校園に対する教育方針（案）」

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(2)学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

教育委員会資料
5. 3. 15
生涯学習課

議案第19号

泉大津市地域学校協働活動推進員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱

第4条 推進員は、各学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 任 期

任期1年（泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条）

4 委嘱期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 候補者

別紙5のとおり

令和 5 年度 泉大津市地域学校協働活動推進員 候補者名簿

	学校名	推進員名
1	戒小学校	宿南 洋一
2	旭小学校	田中 昭男
3	穴師小学校	藤田 真由美
4	上條小学校	矢野 千寿
5	浜小学校	村原 麻由美
6	条東小学校	野村 忠明
7	条南小学校	立石 ユミ
8	楠小学校	久井 孝則
9	東陽中学校	濱本 勝利
10	誠風中学校	中村 富久男
11	小津中学校	井上 邦彦

※令和 4 年度から変更なし

議案第20号

泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について

1 目的

泉大津市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民にスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員が令和4年度末で任期満了のため、令和5年度及び令和6年度における泉大津市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

2 根拠法令

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

泉大津市スポーツ推進委員に関する規則

(定数)

第3条 推進委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 推進委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の推進委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委嘱期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日

4 候補者 別紙6のとおり

泉大津市スポーツ推進委員名簿（予定）

R5年3月3日現在

	氏 名	年数
1	渡辺 一	49年
2	木野 欽司	41年
3	中岸 俊樹	25年
4	高山 正宣	43年
5	山崎 正人	39年
6	高山 雅彦	36年
7	本田 ますみ	31年
8	鈴木 光子	31年
9	道正田 真弓	25年
10	石神 健彦	15年
11	大垣 眞美	15年
12	小西 寿昭	9年
13	大久保 学	7年
14	榎並 伸弥	7年
15	小森 博	5年
16	大西 孝尚	5年
17	小池 久美	3年
18	森田 晃	3年
19	金原 美穂	新規
20	小川 真	新規

報告第5号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月28日（火）

4 内 容

別紙7のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R5.2.17	R5.5.4	第26回わんぱく相撲泉大津場所	公益社団法人 泉大津青年会議所
2	R5.2.21	R5.4.23	ボーイスカウト体験 楽しい野外ゲーム	日本ボーイスカウト 高石第3団
3	R5.2.27	R5.5.20	泉大津野外映画フェス	泉大津野外映画祭 実行委員会

⑨

【非承認】

番号	専決日	件名	申請団体
1	R5.2.17	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター